

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の届出について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により、下記の事項について、令和 7 年 11 月 28 日に千葉県知事に届出を行いましたので、同法施行規則第 11 条第 2 項の規定により、説明会に代えて、本紙面によりお知らせ致します。

記

1 大規模小売店舗を設置する者

名 称：株式会社クリエイトエス・ディー
代表者：代表取締役 瀧屋 幸彦
住 所：神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目 3 番地 2

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：クリエイト S・D 市原桜台店
住所：千葉縣市原市桜台一丁目 6 番地 1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後		備考
位置	収容台数	位置	収容台数	
駐車場No.1（店舗側）	37 台	駐車場No.1（店舗側）	37 台	位置変更なし
駐車場No.2（隔地）	63 台	駐車場No.2（隔地）	25 台	位置変更なし
合 計	100 台		62 台	

4 変更する年月日

令和 8 年 7 月 29 日

5 変更する理由

利用頻度が少ない駐車場を減少し、現状の利用実態にあわせた運用に変更するため。

6 掲示期間

令和 8 年 4 月 20 日まで

7 本件に関するお問い合わせ

21 世紀商業開発株式会社 担当：奥村 電話番号 03-3356-1230